

令和2年4月27日

令和2年4月

茨木市農業委員会定例會議事録

茨木市農業委員会

茨木市農業委員会定例会議事録

1 開催日時 令和2年4月27日（月） 午後2時～2時20分

2 開催場所 茨木市役所 南館8階中会議室

3 出席委員（14人）

会長	3番	大上 真明		
副会長	5番	小濱 邦臣		
委員	1番	西ノ内 壽昭	2番	岡 初美
	4番	中野 稔	6番	上野 信一
	7番	谷山 正昭	8番	矢頭 周
	9番	宮本 正裕	10番	中村 正治
	11番	大神 弘	12番	中上 隆
	14番	吉田 好	14番	大川 智恵子

4 出席農地利用最適化推進委員（6人）

第1地区	浅井 薫	第2地区	大西 清一
第3地区	中西 壽男	第4地区	上田 昌彦
第6地区	森 善隆	第7地区	辻 清一

5 欠席推進委員（1人）

第5地区 村田 利明

6 農業委員会事務局職員（3人）

事務局長	村上 泰司	事務局次長	青木 基史
事務局長代理	松下 伸弘		

7 議事録署名委員

4番 中野 稔 6番 上野 信一

8 議事日程

- (1) 一般事務に関する報告
- (2) 議事録署名委員の指名
- (3) 付議案件

議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用
集積計画（利用権設定）

報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出（専決処理分）
報告第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定による農用地利用配分計画の認可通知
報告第3号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況報告
*茨木市農業委員会会議規則第6条第1項の規定に基づき、会長が総会の議長となる。

9 会議の概要

議 長

それでは引き続き、令和2年4月定例会を開会いたします。
現在の出席委員は14名でありますので、会議は成立致しております。
なお推進委員の出席は、6名であります。

議 長

それでは議事日程に従い、順次進めてまいります。
始めに、一般事務に関する報告でございますが、お手元の資料のとおりでございますので、後程お目通しを頂きたいと存じます。

議 長

次に、議事録署名委員の指名を行います。
慣例によりまして、私からご指名申し上げましても、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議 長

ご異議なしと認め、議席番号4番、中野 稔委員、並びに、議席番号6番、上野 信一委員をご指名申し上げます。

議 長

これより付議案件の審議を行います。
議案第1号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定、4件を議題と致します。
それでは申請内容につきまして事務局の説明を求めます。
事務局次長、青木君。

事務局

議案の説明に入らせていただく前に、議案書の記載漏れがありましたので説明致します。

4項目の案件につきまして、解除条件付の記載が漏れておりました。右端、権利関係、種類の欄のところ、使用貸借権の表記の下に解除条件付の記載をお願いいたします。

お詫びして訂正いたします。

それでは、議案の説明をいたします。

議案第1号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定、4件、4筆、4,307m²について、茨木市長から農業委員会会長あて利用集積計画を定めるに当たり、審査依頼があったものでございます。

本件の内容でございますが、いずれの案件も新規設定となっており、1項目及び2項目の権利関係は賃借権で期間は5年、3項目の権利関係は使用貸借権で期間は5年、4項目の権利関係は使用貸借権で期間は3年となっております。

1項目及び2項目の借り手は農地中間管理機構であり、所有者から農地を借り受け転貸することについて、事前に大阪府知事との協議が行われ同意がされております。

転借人につきましては、議案書の借り手欄に括弧書きで氏名及び住所を記載しております。

借受人の概要につきましては、議案参考資料をもとに説明させていただきます。

まず、1項目の転借人でございますが、高槻市在住で大阪府の準農家として登録されており、農業従事年数は6年9ヶ月となっております。

現在の農業経営面積は0となっておりますが、平成25年9月から大字錢原及び室山一丁目の農地を解除条件付で借り受け営農されており、今回これまでの相対による貸借から農地中間管理機構を通じた貸借に、切替える手続をされている関係で、農業経営面積は上がっておりませんが農業には従事されており、年間農業従事日数は150日、主に野菜を栽培しております。

農業用機械は、草刈機、管理機を所有されております。

兵庫県みどり公社が開催する講座等により農業に関する知識を習得されています。

生産した農産物については、現在大阪府中央卸売市場に出荷されております。

続きまして、2項目の転借人について説明いたします。

市内在住の認定新規就農者で平成30年7月から、機構を通じて茨木市内の農地を借り受け営農されており、農業従事年数は1年8か月となっております。

現在の農業経営面積は1,219m²、年間農業従事日数は250日、主に野菜を栽培しております。

農業用機械は耕うん機、草刈機及び管理機を所有されております。

大阪府立環境農林水産総合研究所内の農業大学校での研修を通じて、農業技術を習得されております。

生産した農産物については、見山の郷に出荷されております。

3項目の借り手は農地を効率的に利用し、必要な農作業に常時従事すると見込

れます。

4項目の借り手は、数年前から市内の農家の元で農業経験を積んでおり、一定の農業技術を習得しているものと判断されますが、個人での権利設定が初めてであり、現時点では農作業常時従事要件を満たすとの判断がされていないことから、解除条件付となっております。

借り手は、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に、継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれます。

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

ご意見ご質問等がありましたら、お願いします。

議 長

矢頭委員。

矢頭委員

[REDACTED] の [REDACTED] について、耕作面積が0となっているが、機械の所有状況や過去の耕作経験について説明して下さい。

議 長

事務局。

事務局

4項目、転借人のところ耕作面積が0、従事日数が150日となっていますが、正式に農地を借りるのが今回初めてで、従前からぶどう栽培に興味を持っておられ、地元の農業者の方に指導を受けながら作業に従事されているということで、その分を150日ということであげております。

議 長

矢頭委員。

矢頭委員

機械そのものは持っておられるのですか。

議 長

事務局。

事務局

機械は持っておられないと把握しております。

議 長

矢頭委員。

矢頭委員

現時点において耕作面積が0であっても借りることができますか。

議 長

事務局。

事務局

解除条件付きであれば、この場で承認いただき、権利設定は可能であります。

議 長

矢頭委員。

矢頭委員

耕作していないのに条件を満たしているのですか。

議 長

事務局。

事務局

解除条件付の手続きにつきましては、いったん貸し借りの権利設定をされ、そのまま農業を継続できる状況であれば、新規就農につながっていく可能性があります。きっちりと管理できなければ、契約解除という手続きがあります。

議 長

矢頭委員。

矢頭委員

実績がなかつてもよいのですか。

議 長

事務局。

事務局

そのとおりです。

議 長

他にご意見、ご質問等ございませんか。

(「なし」の声あり。)

議 長

ご意見等がございませんので、質疑を打ち切りましても、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定、4件につきましては、適當と認め承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、左様決定致します。

議 長

次に、報告案件に移ります。

報告第1号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出、専決処理分2件。

以下、報告第3号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認1件でございますが、いずれも事務処理要領並びに大阪府からの通知に基づき、処理いたしたものでございます。

よろしくご了承賜りますよう、お願ひ致します。

議 長

以上、本日の案件は全て議了致しました。

ここで、今後の行事予定を申し上げます。

まず、来月の定例会でございますが、5月22日、金曜日に開催致します。

なお、場所と時間につきましては、現在調整をしておりますので、議案書の送付と併せて後日お知らせ致します。

また、5月定例会に引き続き第1回目の農地利用最適化推進委員候補者選定委員会を、本館6階会議室で開催します。

議長

それでは、これをもちまして、令和2年4月定例会を閉会と致します。

慎重な審議を賜り、誠にありがとうございました。

上記会議の顛末を記録し、茨木市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、ここに署名する。

令和2年4月27日

茨木市農業委員会

議長

(署名済み)

署名委員

(署名済み)

署名委員

(署名済み)